

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

佐賀県人事委員会規則第6号

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則（昭和27年佐賀県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(処分の通知)</p> <p>第3条 任命権者が、分限に関する条例第3条第2項の規定により、処分を行った場合には、処分説明書の写しを添えて、その旨人事委員会に通知するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>略</p>	<p>(処分の通知)</p> <p>第3条 任命権者が、分限に関する条例第3条第2項の規定により、処分を行った場合には、処分説明書の写しを添えて、その旨人事委員会に通知するものとする。<u>ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴う処分の場合は、この限りでない。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>2 分限に関する条例附則第4項後段に規定する通知は、次の事項を記載して行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 異動後の給料月額の適用日</u></p> <p><u>(2) 異動前後の給料月額</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。